

3-14 大気汚染常時測定局の設置主体別・項目別測定局数（2013(平成25)年度）

項目	設置局数		一酸化窒素・二酸化窒素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		光化学オキシダント		メタン・非メタン炭化水素		二酸化硫黄		一酸化炭素		風向・風速		温度		湿度		雨量		日射量		交通量	
	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排
局区分																												
設置主体																												
大阪府	20	8	20	8	20	8	15	6	20	0	7	5	5	1	1	1	20	2	11	2	5	2	1	0	6	1	0	4
政令市																												
大阪市	15	11	13	11	14	9	7	5	13	0	3	2	12	2	0	3	11	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0
堺市	9	6	9	6	9	6	5	2	9	0	5	0	6	0	0	2	9	3	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0
豊中市	1	2	1	2	1	2	1	0	1	2	0	1	1	1	0	1	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1
吹田市	3	1	3	1	3	1	1	1	3	0	1	1	3	1	0	1	3	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
高槻市	3	2	3	2	3	2	2	0	3	0	0	1	3	1	0	2	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	3	2	3	2	3	2	1	1	3	0	1	0	2	1	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	2	2	2	2	2	2	1	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	0	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
小計	38	27	36	27	37	25	20	10	35	3	11	7	31	7	0	11	33	11	10	2	9	0	0	0	4	0	0	1
一般市	12	1	11	1	11	1	0	0	12	0	1	0	9	0	4	0	10	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0
合計	70	36	67	36	68	34	35	16	67	3	19	12	45	8	5	12	63	13	23	4	16	2	2	0	10	1	0	5

- 備考 1. 局種別中「一般」は一般環境大気測定局、「自排」は自動車排出ガス測定局を示す。
 2. 政令市は大気汚染防止法施行令第13条第3項及び第4項の規定による、地方自治法の指定都市の大阪市及び堺市、中核市の高槻市及び東大阪市、並びに特例市の豊中市、吹田市、枚方市及び八尾市(8市)である。
 3. 一般市とは、守口市、寝屋川市、松原市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、交野市及び茨木市(9市)である。
 4. 大阪府設置局には国設局(国設大阪及び国設四條畷)を含む。
 5. 測定局数は2013(平成25)年度内で測定を終了した局・項目を含む延べ数である。
 6. 微小粒子状物質の測定方法が環境省の認定基準を満たさない測定局(国設大阪(一般)、国設四條畷(自排)及び末広公園(自排)、いずれも大阪府設置局)を含む。